

大学共同利用機関法人自然科学研究機構機構長選考等規則

平成19年4月27日  
機構長選考会議制定

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 選考（第2条―第9条）
- 第3章 確認（第10条―第11条の2）
- 第4章 解任（第12条―第15条）
- 第5章 雑則（第16条―第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構機構長選考・監察会議規程（平成16年自機規程第33号。以下「選考・監察会議規程」という。）第12条に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構機構長候補者（以下「機構長候補者」という。）の選考、確認及び解任（以下「選考等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 選考

（選考の時期）

第2条 自然科学研究機構機構長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、機構長候補者を選考する。

- 一 機構長の任期が満了するとき。
- 二 機構長が辞任するとき。
- 三 機構長が欠けたとき。

2 機構長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期の満了の日から少なくとも3月前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には、速やかに行うものとする。

（選考日程の公示）

第3条 選考・監察会議は、前条第1項各号のいずれかにより機構長候補者の選考の必要が生じたときには、速やかに機構長候補者の選考の選考日程を策定し、機構及び各機関の掲示板及びホームページに公示するものとする。

(機構長候補者の資格)

第4条 機構長候補者は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学共同利用機関における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者のうちから、選考・監察会議がこれを選考する。

(機構長候補適任者の推薦)

第5条 第2条第2項の規定により機構長候補者の選考が開始されたときには、選考・監察会議は、機構長候補者を選考するため、次の各号に定める者に第一次機構長候補者(以下「一次候補者」という。)の推薦を求める。

- 一 経営協議会委員
- 二 教育研究評議会評議員
- 三 機構に置く各大学共同利用機関の運営会議委員

2 前項に定めるもののほか、選考・監察会議は、選考・監察会議が認めた機構の研究教育職員20名以上の連名により、一次候補者の推薦を求める。

(二次候補者の選考)

第6条 選考・監察会議は、前条により推薦を受けた一次候補者について書面審査により、第二次機構長候補者(以下「二次候補者」という。)を選考する。

- 2 二次候補者の選考に当たっては、必要に応じて選考・監察会議が推薦する者を加えることができる。
- 3 選考・監察会議が二次候補者として選考する者は、第1項及び第2項を合わせて3名以内とする。
- 4 選考・監察会議は、第1項の選考を行うに当たり、必要に応じて一次候補者から書面による所信表明を求めることができる。

(機構長候補者の選考)

第7条 選考・監察会議は、前条で決定した二次候補者から機構長候補者1名を選考する。

- 2 選考・監察会議は、前項の選考を行うに当たり、それぞれの二次候補者について、その意向確認を行った上で、本人から選考に必要な書類の提出を求める。
- 3 前項の意向確認の結果、二次候補者に辞退があったときは、その者を除いた者から選考を行うものとする。
- 4 選考・監察会議は、第2項に定める意向確認の結果、二次候補者の全員が辞退した場合には、前条第2項の規定に基づき二次候補者の推薦を行い、選考するものとする。
- 5 選考・監察会議は、第1項の選考を行うに当たり、二次候補者について直接面談を行うものとする。
- 6 選考・監察会議は、第1項で定める機構長候補者1名を選考するに当たっては、投票により決するものとする。
- 7 前項の投票は、単記無記名投票により行い、出席した委員の3分の2以上の賛成をも

って決する。なお、出席した委員の3分の2以上の賛成が得られなかった場合には、上位2名の決戦投票とし、その場合においては出席した委員の過半数の賛成により決する。さらに、得票数が同数であった場合には、議長が決する。

(機構長候補者への通知及び機構長への報告)

第8条 選考・監察会議の議長は、前条の規定により機構長候補者を選考したときは、文書をもって当該機構長候補者にその旨を通知するとともに、機構長に報告するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第9条 機構長は、前条の規定により報告を受けたときは、当該機構長候補者を次期機構長に任命することについて、文部科学大臣に申し出るものとする。

### 第3章 確認

(恒常の確認)

第10条 選考・監察会議規程第9条に基づき、選考・監察会議の委員は、選考時に期待した業績を機構長が挙げているか、その業務執行の状況について経営協議会、教育研究評議会に出席し、恒常的な確認を行うものとする。

(定期的確認)

第11条 選考・監察会議は、毎年、前年度の業務の実績報告及びその評価結果により、選考時に期待した業績を機構長が挙げているか、その業務執行の状況について確認を行うものとする。

2 選考・監察会議は、定期的確認にあたっては、機構長と意見交換を行わなければならない。

3 選考・監察会議は、定期的確認にあたっては、監事に対して意見を求めることができる。

4 選考・監察会議は、定期的確認を行った場合は、機構長に対して必要に応じて助言及び提案等を行うことができる。

5 定期的確認の結果については、公表する。

(随時確認)

第11条の2 選考・監察会議は、前2条の規定に定める確認のほか、選考時に期待した業績を機構長が挙げられないおそれがあると認めるときは、随時、その業務執行の状況について確認を行うことができる。

2 前項に規定する確認にあたっては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

### 第4章 解任

(解任の申出)

第12条 選考・監察会議は、機構長が次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に機構長の解任を申し出るものとする。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反があるとき
- 三 職務の執行が適当でないため、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の業務の実績が悪化した場合であって、機構長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき
- 四 その他機構長たるに適しないと認めるとき

2 前項の申出は、次条及び第14条の規定に定める手続きを経たものでなければならない。

(解任の発議)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、選考・監察会議は機構長の解任審査を行うものとする。

- 一 選考・監察会議の委員の3分の1以上の署名による機構長の解任審査請求があった場合
- 二 経営協議会又は教育研究評議会において、機構長の解任が議決され、解任審査請求があった場合
- 三 機構長に不正行為や法令違反等があると認められるとして、監事から報告を受けた場合

(解任の審査)

第14条 選考・監察会議の議長は、前条の解任審査請求又は報告があった場合は速やかに選考・監察会議を招集し、審査を行わなければならない。

2 選考・監察会議は、解任審査請求の審査を行うこととなった場合は、機構長に対して、職務の執行状況について報告を求めるとともに意見陳述の機会を与えなければならない。

(文部科学大臣への申出)

第15条 選考・監察会議は、前条の審査の結果、機構長の解任が議決された場合は、速やかに文部科学大臣に申し出るものとする。

## 第5章 雑則

(庶務)

第16条 選考・監察会議に関する庶務は、事務局総務課において処理する。

(細則)

第17条 機構長の選考、確認、解任にかかる手続きの詳細及びその他必要な事項は、選

考・監察会議が別に定める。

(補則)

第18条 この規則の解釈について疑義のあるときは、選考・監察会議がこれを決定する。

2 この規則の改廃は、選考・監察会議がこれを行う。

附 則

この規則は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。